

高齢者・生活保護受給者宅の ネズミ害虫対策事例

株式会社中央社 大山 克幸

1. はじめに

平成30年5月の時点で総人口のうち、高齢者の割合は27.7%と高い高齢化率となっており、うち単身世帯は5.1%、二人暮らし世帯は5.9% (平成28年) を占めている。(図1、図2)

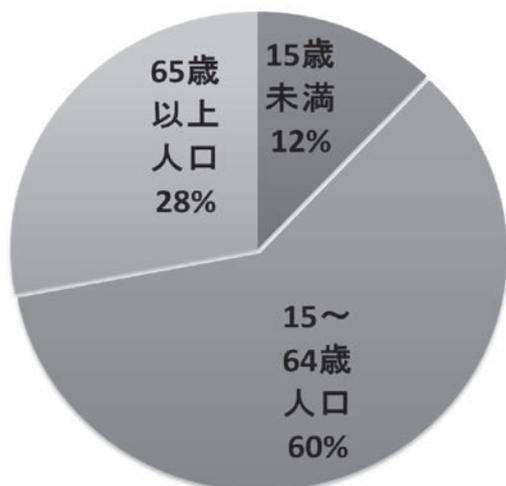


図1 人口構成比グラフ

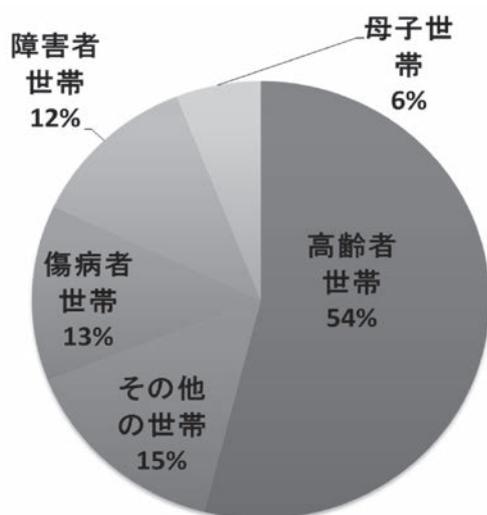


図2 世帯別保護受給グラフ

また、平成30年7月の時点で総人口の1.66%が生活保護を受給しており、その中で高齢者世帯は半数を超えていることが報告されている^{1, 2)}。

このような背景から弊社でも単身高齢者、生活保護受給世帯宅のネズミ・害虫駆除を多く実施している。その中から行政からの依頼により費用的支援を得て解決に至った事例、また、費用的支援を受けずに実施した事例とそこから見える問題点を報告する。

2. 事例報告

2-1 高齢者(生活保護受給世帯)のネズミ駆除事例

平成27年5月、足の不自由な80代独居老人宅、賃貸住宅の2階1室(3DK約40㎡)のネズミ駆除作業を実施した。住宅管理者からの駆除依頼により、調査したところ深刻な状態で見積りが高額となり、当人に支払い能力が無かった為、区生活福祉課保護第一係へ相談をした。その結果、高齢、単身独居、身体不自由、貧困という条件が重なり、室内の惨状は致しかいないと判断され、「現金給付」※による支援が決定した。室内は紙ゴミ、不要品が多い半ゴミ屋敷状態であり、潜伏場所、餌が豊富な環境にあった。流し台配管付近の床板を齧りあけての出没のほか、日常的に開けている窓からの侵入もあり、糞、ラブサイン、営巣等の証跡により多数個体の生息が想定され、就寝時に居住者が足を噛まれるという劣悪な状

表1 高齢者(生活保護受給世帯)のネズミ駆除経過表

日時	作業内容・状況
5月30日	居住者と打ち合わせ ・不用品、廃棄物の選定、作業内容の説明
6月1日	環境改善・防鼠及び忌避作業 ・不用品、廃棄物を計4㎡撤去、搬出。産廃処理業者に委託。 ・清掃、営巣箇所の除去 ・殺菌、ダニ駆除作業 ・目視調査、流し台下等の封鎖及び忌避処理
6月9日	害虫駆除作業 ・ゴキブリ駆除作業として、ベイト剤処理を実施
6月20日	効果判定① ・ネズミ生息は減少したものの、若干の目撃があるとの所見があり、常時開けている窓からの侵入が疑われた為、忌避剤処理のうえ、就寝時には窓を閉めて戴くよう提案。
6月28日	効果判定②(追加処理) ・ゴキブリ、ネズミともに少量の生息が継続。追加ベイト剤処理、粘着版を提供。
7月12日	効果判定③ ・ゴキブリは許容範囲まで減少。生息0が見込まれる状況まで改善。 ・居住者によるネズミ成獣捕獲。被害が無くなったとの所見を得、完了とした。

※ 生活保護費は条件を満たした世帯に対して生活扶助、住宅扶助、教育扶助と使用目的を特定して支給される。加えて住環境の改善が必要と判断された場合、手続きを経て必要経費が支給される場合がある。

況であった。

作業は、まず環境的防除として、廃棄物処理業者が同行し、ゴミ、不要品を撤去した後、防鼠・忌避作業を実施。また、チャバネゴキブリの発生がありイエダニの発生も懸念されたため、これらに対する駆除作業も行った。

廃棄物処理を含め要した総額費用19万円については、作業後福祉課より居住者に相当額が支給され、請求・支払いは居住者とした。手続きは煩雑であったが解決を得た。

2-2 高齢者宅のトコジラミ駆除事例

平成27年9月、区生活福祉課からの依頼により70代独居老人宅、賃貸住宅の8階1室(1DK 約25㎡)のトコジラミ駆除作業を実施した。依頼は住宅管理者からあり、調査したところ深刻な状態にあり費用も高額と見積もられ、当人

に支払い能力はないと想定された。そこで区生活福祉課へ相談のうえ区長宛てに見積書を提出し、窓口と作業立ち会いは同区の地域包括支援センターが担当した。

生息状況については室内の畳、支柱隙間、襖裏等にトコジラミ多数の生息により、著しい吸血被害にあっている状況であった。また、居住者はホームレスとの親交が深く、日常的な来訪があったことが生息原因と思われた。

作業は、畳6枚、敷布団3枚、掛布団2枚につ



写真1 高量熱処理作業

高齢者・生活保護受給者宅のネズミ害虫対策事例



写真2 畳内温度(63.6度)

いて乾燥車による熱処理(写真1、2:畳内の温度は60℃以上とし、1時間の熱処理を行った)のうえ畳下の床板隙間、押入れ内隙間、冷蔵庫裏等、営巣・潜伏が懸念される箇所に残留噴霧処理(有機リン剤)を実施した。さらに、家具・建具の潜伏可能箇所にエアゾール(カーバメート系)を用いた隙間処理を併用した。その後、点検作業として薬剤散布、目視調査を2回実施し、計3回の作業により生存個体は確認されず、刺咬被害も停止したため駆除作業は完了とした。

金額は12万円となり、見積書、請求書は区長宛てとし区より支払いを得た。

2-3 被保護世帯(心身障害者)の防鼠作業事例

平成30年4月、区生活福祉課の相談により、単身の30代女性宅の防鼠及び駆除作業を実施した。依頼者は統合失調病を病み、生活保護を受給していたことから、公的支援を模索したが得られず本人による支払いとなったため、上限2万円と見積り金額に制限が生じた。

対象の戸建住居(2階建て70㎡)はエアコンスリーブ隙間、屋根破損隙間があり侵入が容易な状況にあり、室内も鴨居隙間等、出沒に容易な隙間が多数確認された。また、家財品、紙ゴミが多くあり、クマネズミによる食品被害も頻繁にある状況であった。補修作業を含め計3回にわたり殺鼠剤を用いた駆除と防鼠作業を実施し解決に至った。

当初の見積もり金額よりも大幅に上回る作業内容となったが、途中で放棄出来なかったため、採算度外視となったが、当方の誠意と努力の姿勢は理解されず、苦情の電話が一日に多い時で3~4回ほど毎日あり、引き受けた事を後悔した作業事例となった。

3. 対策上の問題点

身体的理由によりゴミ出し、整理整頓がなかなか出来ない生活状況から高齢者宅はゴミ屋敷化しやすく、このような状況でネズミが生息した場合は2-1事例の通り、多数の生息となる。また、不用品撤去等、一般のネズミ駆除外の作業が必要となる。

併せて、環境的防除を含むネズミ駆除及びトコジラミ駆除では作業が複数回にわたるため、高額作業になりやすいが、高齢者宅、生活保護受給者宅では費用の捻出が難しく、解決のためには行政の支援に頼らざるを得ない。根拠があって正当な手続きを踏めば公的支援が得られ適正な作業により解決できることも

表2 被保護世帯(心身障害者)の防鼠作業経過

	作業内容
初回作業	室内封鎖作業 忌避剤処理
2回目作業	外周封鎖作業
補修作業1	目視調査 床下へ殺鼠剤、赤外線センサーカメラ配置
補修作業2	外周封鎖作業 点検・殺鼠剤補充
補修作業3	効果判定 資材回収 完了

あるが、2-3事例で挙げた通り、支援が得られない場合は作業金額の制限と誠意や努力が通じないことがあり、通常の作業とは異なる接客面の心構えも必要と感じた。

総じて、高齢者宅、生活受給者宅ではゴミ屋敷化、高額作業、費用負担の問題等、一般的な受注とは異なる難しい要素があることを強く認識させられた。

4. 今後について

高齢化率は2065年まで続くと見込まれており、高齢者・生活保護受給者からの相談も更に増加すると思われる。高齢者・生活保護受給者を対象としたネズミ・害虫駆除は行政等

の支援により解決する場合もあるが、仮に支援が得られない場合は自身での費用負担が来ず解決しないまま暮らすことになる。

今後、このような問題の一助となるよう、更に活発な事例報告による周知、また、行政支援制度等の情報収集のうえ適切なネズミ害虫防除作業に努めたい。

参考資料

1) 内閣府発表

「平成30年度高齢者白書(全体版)」

2) 厚生労働省発表

「生活保護の被保護者調査(平成30年度7月分概数)」

